

新型コロナウイルス感染症の
パンデミックにおける生活習慣病のコントロールについて
～八千代市医師会から～

“病気”について多くの患者さんの心の中に生まれる感情は“治したい”と“不安”ではないでしょうか。2019年11月に中国湖北省武漢市にて端を発した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、2020年1月16日に国内で初めての症例が報告されてからその感染者数は増加傾向で推移しているとともに、ワクチンが開発・承認され接種が可能となるまでは決して安心できない状況です。それは、この“病気”の原因が未知のウイルスだからです。現在、テレビなどのメディアで多くの時間このCOVID-19の問題が報道されています。多くの市民の方はテレビを観れば観るほどに心の中には“不安”が募っているのではないのでしょうか。重要なことは、この病気は地域によって感染者数などの状況が大きく異なっているということです。テレビで報じられている感染者数などの情報は東京都や日本全国のものであり、現在八千代市がどのような状況になっているのかは報じられていません。そのため、八千代市がどのような状況であるのかを知っておく事がとても大切なのです。

ここに一つのデータをお示しします。

東京都	千葉県	八千代市
36.2人	14.2人	7.6人

人口10万人あたりの新型コロナウイルス感染者数(令和2年5月18日現在)

我々八千代市医師会の医師は、この病気における八千代市の現状を把握し、日々拝見させていただいている患者さんの“不安”な気持ちを少しでも和らげてあげたいと思いながら日々の診療を行っています。患者さんの心の中にある「少しでも感染のリスクを下げるためになるべく医療機関へは行かずに他の人との接触を避けたい」という気持ちは大いに理解できます。しかし、これは高血圧や糖尿病などの生活習慣病に罹患している患者さんがきちんと定期的にかかりつけ医を受診せず、生活習慣病のコントロールができなければ、COVID-19などの感染症に罹患した場合に、重篤化する恐れがあるという矛盾した結果へと繋がってしまう可能性があるのです。市民の皆さんを日頃から拝見させて頂いている医師は、この患者さんの“不安”な気持ちを理解し、予約数を調整したり発熱の患者さんは時間帯をずらして診察するなどの工夫を凝らしながら日々の診療を行っています。

我々医師は、患者さんが患っている“病気”を治すだけでなく、患者さんが抱えている様々な気持ちを理解し、心に寄り添いながら“不安”な気持ちを和らいで頂くことも役割だと考えています。八千代市民の皆様におかれましては、“不安”な気持ちをご自身の心の中にとどめておくことなく、定期的にかかりつけ医の医療機関を受診し、生活習慣病などのコントロールをしてもらうとともに、主治医に様々な思いを話してこの“不安”な気持ちを和らげてもらい、心身ともに健康な毎日を過ごしていただきたいと考えております。

我々医師は、患者さんの“病気”と“心”を理解し、寄り添い、できるだけ多くの方に心身ともに健康であり続けるような人生を送っていただきたいと考えているのです。

八千代市医師会 健康危機管理対策理事
鬼倉循環器内科クリニック 鬼倉 基之

公金支払いの免除・猶予を受け付けます

■地方税

【徴収猶予の特例制度】 新型コロナウイルスの影響により相当の収入が減少した人は、1年間徴収の猶予を受けることができます。延滞金はかからず、担保も必要ありません。2年2月1日から3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、個人住民税などほとんどの税目が対象になります。▶対象者 ①、②のいずれにも該当する人 ①新型コロナウイルスの影響により、2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること、②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること ▶申請方法 2年6月30日または納期限のいずれか遅い日までに申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出してください。申請に必要な書類などの詳細は市ホームページか納税課までお問い合わせください。

■国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険

【保険料の減免制度】 申請により、保険料が減額または免除になる場合があります。詳しくは市ホームページか国民健康保険・後期高齢者医療保険は国保年金課、介護保険は長寿支援課へ。▶対象者 (1)、(2)のいずれかに該当する人 (1)新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 (2)新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下事業収入等)の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに該当する世帯(介護保険は①③に該当する世帯) ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること、②世帯の主たる生計維持者の総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項または高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額の合計額が1,000万円以下であること、③減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること (国保年金課・長寿支援課)

■国民年金

【保険料の免除申請】 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた手続きにより保険料の免除申請(学生の方は学生納付特例申請)ができます。▶対象者 ①、②のいずれにも該当する人 ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人、②2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる人 ▶対象期間 2年2月分以降の保険料 ▶申請方法 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書(学生の方は学生納付特例申請書)」と「所得の申立書【簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)】」に必要事項を記入の上、国保年金課または船橋年金事務所へ提出してください。郵送での申請もできます。失業や退職、事業の休廃止により納付困難な場合は「所得の申立書」がなくても雇用保険被保険者離職票等の添付で免除申請ができます。(国保年金課)

広告

広告